

教育訓練給付			
名称	一般教育訓練給付金	専門実践教育訓練給付金	教育訓練支援給付金
目的等	一般被保険者又は一般被保険者であった者が、大臣の指定した教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するものであり、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的としている	一般被保険者又は一般被保険者であった者が、厚生労働大臣の指定した専門的・実践的な教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するものであり、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的で中長期的なキャリア形成の取組みを支援し、もって、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的としている	専門実践教育訓練給付金の受給対象者であって、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、訓練受講をさらに支援するため、教育訓練支援給付金が支給される。教育訓練支援給付金は、平成34年3月31日までの暫定措置となる
支給要件	次の①～④に該当するときに支給される ①大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了したこと（当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされた場合に限る） ②指定教育訓練実施者により修了したことの証明（一般教育訓練修了証明書）がされていること ③支給要件期間が3年以上であること（基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に対する支給要件期間は、当分の間、1年以上とされる） ④次の(a)(b)のいずれかに該当する者であること (a)教育訓練を開始した日（基準日）に一般被保険者又は高年齢被保険者である者 (b)基準日が直前の一般（又は高年齢）被保険者でなくなった日から1年以内にあるもの	次の①～④に該当するときに支給される ①大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了したこと（専門実践教育訓練を受けている場合であってその受講状況が適切であると認められるときを含む） ②指定教育訓練実施者により次のいずれかの証明がされていること (a)訓練が修了した者：修了したことの証明（専門実践教育訓練修了証明書） (b)訓練を受けている者：支給単位期間ごとに当該専門実践教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることの証明（受講証明書） ③支給要件期間が3年以上であること（基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に対する支給要件期間は、当分の間、2年以上とされる） ④次の(a)(b)のいずれかに該当する者であること (a)教育訓練を開始した日（基準日）に一般被保険者又は高年齢被保険者である者 (b)基準日が直前の一般被保険者（又は高年齢）でなくなった日から1年以内にあるもの	次の①～⑥に該当するものが、専門実践教育訓練を受けている日（当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた日に限る）のうち失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る）について支給される ①一般被保険者であった者であって、専門実践教育訓練に係る基準日が直前の一般被保険者でなくなった日から1年以内にあるもの ②基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者 ③基準日前に教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者 ④専門実践教育訓練の修了が見込まれない者（その他大臣が定める者）でないこと ⑤平成34年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始したものの ⑥専門実践教育訓練を開始した日（基準日）における年齢が45歳未満であるもの
支給額	一般教育訓練を受け、修了した者 → 教育訓練の受講のために支払った額×100分の20（上限10万円）  (参考) 「教育訓練の受講のために支払った額」の対象となる費用の範囲は次のとおり。 ①入学科及び受講料（短期訓練受講費の支給を受けているものを除く）※ ②一般教育訓練の受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用（上限2万円）  ※一般教育訓練に係る受講料については、訓練期間が1年を超えるときは、1年を超える部分の受講料は除かれる（専門実践教育訓練に係る受講料については、1年以内に限定されない）	専門実践教育訓練を受け、修了した者（受けている者を含む）②以外の者） → 教育訓練の受講のために支払った額×100分の50（上限120万円） ※連続した2支給単位期間（原則1年）ごとに支給する額は、40万円が上限  以下のいずれにも該当する者 ①専門実践教育訓練を受け、修了した者 ②専門実践教育訓練に係る資格の取得等をしたもの ③以下の(a)(b)のいずれかに該当する者 (a)一般被保険者として雇用された者（専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して1年以内に雇用された者（困難な者として職安局長の定める者を含む）に限る） (b)一般被保険者として雇用されている者（専門実践教育訓練を受け、修了した日において一般被保険者として雇用されている者であって、修了した日の翌日から起算して1年以内に資格の取得等をした者に限る） → 教育訓練の受講のために支払った額×100分の70（上限168万円） ※連続した2支給単位期間（1年）ごとに支給する額は、56万円が上限	1支給単位期間（原則2ヶ月）について 基本手当日額×100分の80×支給日数  (参考) ・教育訓練支援給付金は、教育訓練支援給付金の受給資格者が当該専門実践教育訓練を修了の見込みを持って適切に受講している期間のうち失業している期間について支給する ・支給日数とは、失業の認定を受ける支給単位期間において、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けた日数という
給付制限	以下のときは、教育訓練給付金は支給されない ・4,000円を超えないとき ・基準日前3年以内に一般教育訓練給付金の支給を受けたことがあるとき	以下のときは、教育訓練給付金は支給されない ・4,000円を超えないとき ・基準日前3年以内に専門実践教育訓練給付金の支給を受けたことがあるとき	次の期間は、教育訓練支援給付金は支給されない ・基本手当が支給される期間 ・待定期間 ・給付制限期間
支給申請手続	教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して1ヶ月以内に、教育訓練給付金支給申請書に、次の①～③の書類を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。 ①一般教育訓練修了証明書 ②一般教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる書類 ③その他大臣が定める書類  ※支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。ただし、天災その他支給申請書等を提出しなかったことによるやむを得ない理由（交通途絶、教育訓練施設の証明事務の遅延等申請者の責めに帰すことができない理由）があるときは、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月を経過した後であっても、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に当該支給申請書等を提出しなければならない。この場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所が認める者の証明書を添付しなければならない。	専門実践教育訓練を開始する日の1ヶ月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に次の①～③の書類を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。 ①キャリア・コンサルタントが、専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリア・コンサルティングを踏まえて記載した書面（専門実践教育訓練受講予定者を雇用する適用事業の事業主が専門実践教育訓練を受講することを承認した場合は、その旨を証明する書面） ②運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類 ③その他大臣が定める書類  ※専門実践教育訓練給付金（100分の50）の支給申請 支給単位期間について専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、支給申請を行うこととされた期間内に、教育訓練給付金支給申請書に受講証明書等の書類を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	専門実践教育訓練を開始する日の1ヶ月前（提出期限日）まで（提出期限日後に一般被保険者でなくなった教育訓練支援給付金受給予定者は、一般被保険者でなくなった日の翌日から1ヶ月を経過する日まで）に、管轄職安所に出頭し、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に、次の①～③の書類を添えて提出しなければならない。 ①離職票（基本手当の受給資格の決定を受けている者は、受給資格者証） ②運転免許証その他の教育訓練支援給付金受給予定者本人であることを確認できる書類 ③その他大臣が定める書類  ※教育訓練支援給付金の支給申請 教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けようとするときは、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日に、管轄職安所に出頭し、教育訓練支援給付金受講証明書に、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証（基本手当の受給資格の決定を受けている者は、併せて受給資格者証）を添えて提出しなければならない。ただし、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えないことができる。  ※失業の認定 教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定は、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日にしなければならない。ただし、天災その他当該教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けることが出来なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
備考	一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から1年の期間内に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷その他管轄公共職業安定所長がやむを得ないと認める理由により、引き続き30日以上教育訓練を開始することができない者が、当該者に該当するに至った日の翌日から直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から起算して20年を経過する日までの間（加算された期間が20年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）に管轄公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により教育訓練を開始することができない日数が1年に加算される（加算された期間が20年を超える時は20年とされる）。		※待定期 教育訓練支援給付金は、支援給付金受給資格者が教育訓練支援給付金の受給資格に係る離職後最初に職安所に教育訓練支援給付金の受給資格の確認を申請した日後の支給単位期間において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して7日に満たない間は、支給されない。